

# 令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立盛岡第四高等学校

校長名 川崎 広 幸

## 1 活動の方針

- (1) 教育活動の一環として部活動を推奨するが、生徒の自主的、自発的な参加により行うものであり部加入は任意とする。
- (2) 文武両面で生徒を鍛え、自ら学ぶ力、チャレンジする力、豊かな人間性と社会性を育てることを理念として部活動を運営する。また、活動を通して生徒が生涯にわたり、安全で豊かなスポーツライフおよび文化・芸術活動を実現するための能力を養う。
- (3) スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 休養日・活動時間について

### (1) 休養日

#### ア 学期中

週1日以上 of 休養日を徹底し、年間平均で週当たり2日以上 of 休養日の設定に努める。平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とするが、競技種目や活動内容の特性等で上記の基準によりがたく、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

#### イ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

### (2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は準備・後片付けを含み4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、競技種目あるいは活動内容の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間程度で活動するよう計画すること。

### 3 活動のきまり

#### (1) 活動時間は次のとおりとする。

- ア 平日（月～金曜日） 18時40分までとする（完全下校19時）
- イ 休日・長期休業 8時30分から午後5時までの間とし、原則、準備・後片付けを含め4時間程度とする。

#### ウ 考査期間中

- ① 考査1週間前から活動は禁止する。
- ② 特別の理由による場合は、「特別活動願」で許可を得れば、1時間以内の活動を認める。
- ③ 上記イについて、休日の場合は、準備・後片付けを含め4時間を上限として認める。

#### エ 活動延長

大会等を控えて特別な理由による延長が必要な場合は、「部活動延長願」で許可を得れば、1週間（大会等1ヶ月前から1週間）に限り、20時完全下校とする。

### 4 その他

#### (1) 適切な運用のための体制

##### ア 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、外部指導者（コーチ含む）等を活用し、教職員の長時間勤務の解消に向け業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に部活動が実施できるよう取り組む。

##### イ 活動計画等の作成

部顧問は、本活動方針に則り毎月の活動計画を作成し校長に提出するとともに、生徒・保護者へ周知するものとする。

#### (2) 安全で効率的・効果的な活動の推進

##### ア 適切な指導の実施

- ① 部顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、運動部においては専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。
- ② 運動部活動の実施に当たっては『運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）』及び『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）』に則り、また文化部活動の実施に当たっては『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底するとともに、学習時間や他の体験の機会を確保する。また、運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。